

第8回甲賀市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年3月10日(水) 午後2時00分から午後4時45分

2. 開催場所 甲賀市役所 会議室301

3. 在任委員数 19名

4. 出席委員 18名

役職名	議席番号	氏名	役職名	議席番号	氏名
会長	19	北田 耕平	委員	8	松下 富男
副会長(会長職務代理者)	18	西田 くみ子	委員	9	奥村 喜美子
委員	1	緩利 哲治	委員	10	中島 準一
委員	2	林田 清光	委員	11	田村 正弘
委員	3	田畑 啓之助	委員	12	田井中 勲
委員	4	保井 章	委員	13	福井 幸生
委員	5	林 廣美	委員	14	今井 百合
委員	6	伴 慎也	委員	15	川村 克己
委員	7	小倉 剛	委員	17	瀧井 和雄

5. 欠席委員 議席16番 寺田 勝典 委員

6. 議長 (議案第36号整理番号66番まで)
議席18番 西田 くみ子 副会長
(議案第36号整理番号67番から)
議席19番 北田 耕平 会長

7. 議事録署名委員 議席17番 瀧井 和雄 委員
議席1番 緩利 哲治 委員

8. 総会

1) 開会

2) 副会長挨拶

3) 議事録署名委員の指名

4) 議事

- 議案第34号 農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について
- 議案第35号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第36号 農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について
- 議案第37号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
- 議案第38号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について
- 議案第39号 令和3年度農地パトロール計画（案）について
- 報告案件1 農地転用届出に係る専決処理報告について
- 報告案件2 田畑転換等農地の形状変更同意報告について

5) 報告事項

- 意見書検討委員会報告事項
- 下限面積検討委員会報告事項
- 農業委員会制度検討委員会報告事項
- 農業委員会活動方針作成委員会報告事項
- 事務局報告事項

6) 閉会

9. 事務局出席者（3名）

事務局長	伊藤 勲
局長補佐	松井 章
主査	和田 崇裕

10. 会議の概要

- 事務局長 第8回甲賀市農業委員会総会を開会
- 事務局長 本日、北田会長が遅参となりますので、西田副会長がご挨拶を申し上げます。
- 副会長
- ・時候の挨拶
 - ・長時間にわたる慎重審議のお願い
- 事務局長 西田副会長、ありがとうございました。
これより議事となりますので、総会会議規則第7条第2項の規定により、副会長に議事の進行をお願いいたします。
- 議長 それでは議事の進行をさせていただきます。
総会会議規則第6条の規定による本日の欠席委員は、議席16番寺田勝典委員の1名で、議席19番北田耕平委員より遅参の届出があります。よって本総会の出席委員は17名で、法定定足数に達しておりますので、開会を宣言いたします。
- 議長 続きまして、総会会議規則第21条第2項の規定による議事録署名委員2名を指名させていただきます。議席順に、議席17番瀧井和雄委員と、議席1番緩利哲治委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
- 議長 それでは最初に、議案第34号「農地法第2条第1項に定める農地でないことの証明書交付申請審議について」を議題といたします。
2条調書、整理番号9番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第34号、整理番号9番について説明いたします。議案書は2ページ、参考図は1ページ、2ページとなります。申請地は、都市計画区域外の白地農地です。
地目は畑ですが、昭和末期に近隣地で土地改良基盤整備事業後、農機具が搬入できなくなったことから耕作を放棄し、以後農地として利用することなく今日に至り、現況は自然林、竹が自生していることから、非農地としての証明を申請されました。
申請内容を審査した結果、甲賀市農業委員会非農地証明事務取扱要領の証明基準である「耕作放棄後20年以上経過し、荒廃地と化しているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの」に該当する

ため、農地法第2条第1項に規定する農地には該当せず、証明要件を満たしていると考えられます。以上です。

議 長 整理番号9番については、議席16番寺田委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 申請者は、財産の整理をしていたところ、申請地がすでに山林化していたことがわかり申請されました。いつごろから荒廃していたかわかりませんが、隣地周辺の田が昭和54年ごろに圃場整備をされ、その後、進入路がなくなり、荒廃したものと思われます。現地確認は2月11日に北田会長、杉本推進委員と行いましたが、道がなく、河川を渡り確認いたしました。今後、農地への再生は困難なものと考え、今回の申請は証明相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号44番杉本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号44番杉本です。

整理番号9番の案件につきましては、意見書のとおりであり、9平米足らずの土地ですけれども、竹やぶに囲まれておりまして、もう工事するのが困難な状況であります。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 事務局より補足説明をお願いします。

事務局 前回の総会で、委員から意見がありました現況写真につきましては、入口のホワイトボードに掲示をしております。事務局からは以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。

ただ今上程されています2条案件については、事務局から説明のあったとおりですが、その都度その都度掲示板まで見に行かなくてはならないとおっしゃる委員もおられます。今日出席された委員は全員見られたらと思うのですが、これではあまりにも不親切です。ですから、次回からやはり皆さんの手元に配布するようにお願いしたいと思います。どうしてもプライバシーの問題も出てくると思います。ですから、会議が終わり次第お返しする方法でよいのではと思います。

が、いかがでしょうか。以上です。

議 長 事務局。

事 務 局 役員会で協議いただいた結果、今回は、掲示させていただきましたが、田畑農業委員がおっしゃられた意見についても再度役員会で諮り、対応させていただきます。よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 田畑委員。

田畑委員 よろしくお願ひします。

議 長 他にご質問等、ございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号9番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号9番については、原案のとおり可決し、交付することに決定いたします。

議案第34号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第35号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。

最初に、3条調書、整理番号18番、19番については、関連がございますので、一括審議といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第35号、整理番号18番と19番については関連があるため、一括して説明いたします。議案書は4ページ、参考図は3ページ、4ページとなります。申請地は農業振興地域内の青地農地です。

譲受人は隣接農地を耕作されており、作業効率を図られることから、譲渡人と農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で18番は水稻、19番は水稻及び果樹を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

なお、19番の譲渡人は申請地を平成30年11月12日付けで農地法第3条許可を得て2年2作まで耕作しておられましたが、昨年10月、地区内の農地効率利用を図るため所有権移転の相談が農業委員会にあり、11月の役員会で協議した結果、農地利用最適化推進の観点から、今後も耕作が継続されるならやむを得ないと判断いただいたところです。以上です。

議長 整理番号18番、19番については、議席9番奥村委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号9番奥村です。

2月6日に改良組合長に案内いただき、現地を確認しました。20年近く2軒が1枚の田を耕作するという不便なことをされており、これではそのまま耕作していくのは難しいという話が出たようです。それで、整理番号19番の譲渡人、譲受人と整理番号18番の譲受人、譲渡人の話合いの末、同等の面積で交換、売買ができることになりました。これから耕作していただくためには必要な売買だと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号21番服部推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号21番服部です。

奥村農業委員の説明のとおり、耕作をやめるような話も出ていましたが、このように交換、売買されると耕作しやすくなると考えられるので、大変喜ばれておられます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号18番、19番を、一括してお伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号18番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号18番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号19番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号19番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号20番、21番については、関連がございますので、一括審議といたします。
なお、議席15番川村委員におかれましては、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項、議事参与の制限により、整理番号20番、21番の審議の間、退席を求めます。

議長 事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号20番、21番については関連性があるため、一括して説明いたします。参考図は5ページ、6ページとなります。申請地は農業振興地域内の白地農地です。

譲受人は規模拡大のため、双方譲渡人との農地の所有権移転について合意し申請されました。譲受人は申請地で20番は季節野菜、21番は果樹を栽培されます。

申請内容を審査した結果、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えられます。

なお、20番については譲受人の農業用倉庫の隣、21番については譲受人の自宅の隣となり、農地の効率利用を図り、面積は異なりますが、双方交換という形の所有権移転となります。以上です。

議長 整理番号20番、21番については、私、議席18番西田が説明いたします。

担当農委 ただ今、事務局から説明のありましたとおり、整理番号20番は、譲渡人の田が譲受人の農業倉庫の隣の続きの土地になっています。整理番号21番は反対に、譲渡人の畑が譲受人の自宅の軒先で、お互いに売買した方が作業しやすいと

のことで、話がまとまりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号26番中本推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号26番中本です。
整理番号21番が私の担当区域ですので、申し述べます。先ほどの西田農業委員の説明どおり、譲受人の隣接する畑であり、効率が良いということで、集落が進める農地利用最適化推進にも全く支障ありません。妥当と考えます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号25番谷推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号25番谷です。
説明のありましたように、農作業用地に隣接した農地で、譲受人が耕作することで農地利用最適化が推進されます。審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたら、整理番号20番、21番を、一括してお伺いします。

委員 **【異議なしの声】**

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、まず、整理番号20番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号20番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 続きまして、整理番号21番について採決いたします。
賛成の委員の挙手を求めます。

委員 **【挙手全員】**

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号21番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
川村委員の入室、着席を求めます。

議長 議案第35号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請審議について」を議題といたします。
5条調書、整理番号62番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案第36号、整理番号62番について説明いたします。議案書は6ページ、参考図は7ページ、8ページ、土地利用計画は9ページとなります。申請地は市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は開業医ですが、来院患者・従業員等の駐車スペースが狭く、敷地を増設するため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、現在一部駐車場となっている申請地に22台分の駐車場を整備されます。雨水は市道側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、農地法の手続きをせず申請地の一部を駐車場に転用していたため、申請書には譲受人・譲渡人の顛末書が添付されています。以上です。

議長 整理番号62番については、議席8番松下委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号8番松下です。

ただ今、事務局から説明のありました議案につきまして、農業委員としての意見を申しあげます。転用申請の現地を、地元鶴飼推進委員とともに確認し、関係者から聞き取りを行いました。その結果、当該申請地は、登記簿上の地目は田となっておりますが、長期に渡り除草による保全管理された耕作放棄地であり、雑種地であります。また、当該申請地は、譲受人である歯科医師の歯科医院に隣接した土地であり、ただ今の事務局からの説明にもありましたように、農地転用の許可なく一部事前に埋め立てられ、通院患者用の駐車場に供されている適正な申請事案ではありませんが、現状、従業員、来客及び通院患者用の駐車場スペースの不足、周辺の交通安全確保等の問題が生じており、これへの対応が必要であることから、転用によりこれらの諸問題は改善されるものと思われま。なお、排

水は隣接する側溝への放流により、周辺農地への影響はないものと思慮されます。以上から、私といたしましては、当該土地の利用目的に即した本申請の許可はやむを得ないものと認め、許可は妥当であると思っておりますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号6番鵜飼推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号6番鵜飼です。

先ほど松下農業委員から説明いただきました農地転用の件ですが、近隣住民の方、虫生野区の方には了承いただいておりますので、何ら問題ありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号62番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号62番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号63番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 整理番号63番について説明いたします。参考図は10ページ、11ページ、土地利用計画は12ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第2種農地であり、申請書には、山林・市街化区域・申請地の選定表が添付されています。

譲受人は、太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、周囲の山林を含め事業用地5千540平方メートルに太陽光パネル1千762枚を設置し、466.2キロワット発電されます。雨水は敷地内に水路を設置し、河川への放流により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金とされま

す。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしているとは判断いたしました。

なお、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例を別途手続き中であり、許可は条例と同日付けとなります。また、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第10条第4項において準用する同法第9条第3項」の規定に基づく、再生可能エネルギー事業計画変更認定も手続中であるため、許可日は事業認定が通知された後の日付となります。以上です。

議 長 整理番号63番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

整理番号63番について説明させていただきます。令和2年12月2日、申請現地を福野推進委員と確認いたしました。申請地は、三方を山林に囲まれ、一方が国道1号バイパスに面した位置にあり、申請地は現在山林化された状態となっております。このため、この度の転用に起因して周囲に被害を及ぼすことはないと考えられることから、許可相当と判断いたしました。また、二方の山林については、山林を伐採して太陽光発電をされます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号9番福野推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号9番福野です。

整理番号63番について補足説明します。申請地は土地改良事業には該当せず、集落が進める農地利用最適化推進には支障がありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号63番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。
よって、整理番号63番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

なお、この許可については、「再生可能エネルギー発電事業計画の変更認定」の通知日以降となり、「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」と同時許可となります。

議長 続きまして、整理番号64番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号64番について説明いたします。参考図は13ページ、14ページ、土地利用計画は15ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は宗教法人で、行事、集会の際の駐車スペースが狭いことから適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、23台分の駐車場を整備されます。雨水は既存排水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、駐車場への出入りは水路に架かる既設橋から宗教法人施設内を通り、駐車場に通行されます。橋は法定外公共物占用手続中です。本案件は、令和3年1月15日付けで申請がありましたが、担当区域農業委員から「施設出入口の地権者の承諾を得ること」との意見があり、その手続きが2月末日となったことから、今月の総会に上程したものであります。以上です。

議長 整理番号64番については、議席4番保井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号4番保井です。

整理番号64番について説明させていただきます。令和3年1月12日、現地を確認いたしまして、申請者から転用計画を聞き取りました。申請地は、水利の利便性が悪く、数年間不耕作が続いており、周囲は1月の農業委員会総会においてご審議いただきました太陽光発電施設の設置予定地となっており、宗教法人に隣接する位置にあります。これにより、目的である駐車場用地への転用が周辺農地へ被害を及ぼすことはないと思われ、許可相当と判断いたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

- 議 長 続いて、区域番号10番奥村推進委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。
- 事務局 今回の申請地は、不耕作であり、周辺農地も耕作されておらず、農地利用最適化の推進にも問題もなく、地元改良組合長の同意書も添付されており、許可相当と判断されます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
- 議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。
- 委 員 **【異議なしの声】**
- 議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号64番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。
- 委 員 **【挙手全員】**
- 議 長 挙手全員でございます。
よって、整理番号64番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。
- 議 長 続きまして、整理番号65番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 整理番号65番について説明いたします。参考図は16ページ、17ページ、土地利用計画は18ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域用途区域の第3種農地です。
譲受人は製材業ですが、会社敷地等の資材置場のスペースが狭いことから適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地に貸借権を設定し、材木等の建築用材料の資材置場を整備されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。
以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。
なお、現在、会社敷地隣接農地に資材を仮置きしており、申請書には、今回の転用許可後に資材を移動させる旨の上申書が添付されています。以上です。

議 長 整理番号65番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

ただ今上程されました、5条調書整理番号65番について、事務局より詳細に説明されました。私からも、少々意見を申し述べます。申請人は製材業を営まれておられ、現在の建築資材置き場が狭く、事務所の前の農地に一時的に貯木されて、新たな用地を考えておられるところ、国道1号の北側に代表を務められる申請人の土地があり、そこを建築資材の貯木場として利用する計画であります。今回この案件が承認されれば、先ほど申しあげました事務所前の貯木は、申請地に移動されることを確約されておられます。また申請地の排水対策は地下浸透ですが、雨水の多い時には北側の水路に排水され、周囲に被害が及ばないと考えております。地元改良組合の同意も得られております。

なお、2月2日に綾戸推進委員と現地を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号17番綾戸です。

この案件につきましては、何の問題もなく許可相当と考えられることをご報告申しあげます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 **【異議なしの声】**

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号65番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 **【挙手全員】**

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号65番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議 長 続きまして、整理番号66番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号66番について説明いたします。参考図は19ページ、20ページ、土地利用計画は21ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域用途区域の第3種農地です。

譲受人は電子機器・計器製造業ですが、業務拡大のため、事務所と駐車場、自社電力消費用の太陽光発電を設置されるため申請地を適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、事務所1棟、駐車場59台の整備及び太陽光パネル268枚を設置されます。雨水は敷地内に水路を設置し、既存排水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、都市計画法第29条及び甲賀市みんなのまちを守り育てる条例も別途手続き中であり、許可は条例と同日付けとなります。以上です。

議長 整理番号66番については、議席3番田畑委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号3番田畑です。

整理番号66番につきまして、ただ今事務局より詳しく説明されたとおりであります。私からも少々意見を申し述べます。申請内容は、倉庫の建築のほか、原材料の搬入、製品の搬出時に車両の旋回スペースの確保、駐車場の整備、また自社の消費電力を目的とする太陽光発電施設等の事業であります。申請者はこの事業を遂行していくため、会社隣地の農地所有者3名計5筆を譲っていただくよう交渉されたところ、3名とも農業経営を縮小したいということで、売買が成立いたしました。なお、この企業は電気機器及び建設機械メーカーであることを申し添えます。工事中と完成後の排水対策は、新しく周囲に排水路を設け、既存の排水路に接続し、国道の側溝に流出をされます。周囲の農地に影響はないと考えられます。この事業に対して、隣地の方々、まだ地域の農業改良組合のご了解を得られております。綾戸推進委員と現地を確認し説明を受けた結果、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて、区域番号17番綾戸推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号17番綾戸です。

ただ今、田畑農業委員から詳細な説明がありました。補足説明ですが、申請地は大変水はけが悪く田畑には適さず、以前から遊休農地となっている所です。今回の工事のために近隣に迷惑がかからぬよう、既設の側溝を取り除き、大型の側溝に変更をしたとの報告を受けております。何ら問題もなく許可相当と考えられることをご報告申し上げます。以上です。

議 長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 　事務局。

委 員 　【異議なしの声】

議 長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号66番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 　【挙手全員】

議 長 　挙手全員でございます。

よって、整理番号66番については、原案のとおり可決し、許可相当とすることに決定いたします。

なお、この案件については、面積が3,000平方メートルを超えるため、県農業会議へ諮問いたします。

また、この許可については、「都市計画法第29条」及び「甲賀市みんなのまちを守り育てる条例」と同時許可となります。

議 長 　ただ今北田会長が到着されましたので、ここで議長を交代させていただきます。

議 長 　引き続き、整理番号67番について審議いたします。

なお、この申請審議については、建設部建設事業課に詳細説明をお願いしておりますので、担当者の入室・着席を求めます。

議 長 　事務局の説明を求めます。

事 務 局 　整理番号67番について説明いたします。参考図は22ページ、23ページ、土地利用計画は24ページとなります。申請地は、市街化調整区域の第1種農地で原則許可できませんが、農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設として例外的に許可できるものであります。

譲受人は令和元年度、市道小倉保線道路改良工事で側溝整備を施工されました。今年度、舗装工事受注業者が工事前に測量したところ、延長約200メートルに渡り、最大15センチメートルほど農地部分に越境していることが判明しました。そこで、発注者より譲受人に対し、越境部分の農地を買収するよう指示があり、今回

申請されました。

計画によりますと、現状のまま道路敷地となります。また、雨水は道路側溝により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。なお、申請書には顛末書が添付されています。

なお、市が土地収用法の規定により用地を買収し道路を設置する場合は、農地法の許可が不要となりますが、今回は民間事業者が道路を設置する場合と同様の措置となり、農地法の手続きが必要となったものです。

また、農地転用申請に至った経過については、市の工事発注者の説明も必要との役員会の結果から、本日出席を依頼したものであります。以上です。

議 長 続いて、建設部建設事業課の説明を求めます。

建設事業課 市道小倉保線道路改良事業につきましては、クリーンセンター滋賀設置に伴う地域振興事業の対象事業として、延長11.5キロの道路拡幅工事を平成28年度から令和2年度の5年間で施工し、事業完了を予定しております。

今回、譲受人が施工した、令和元年度第46号市道小倉保線道路改良その5工事において、道路側溝が用地境界を侵していることが、令和2年11月17日に判明いたしました。施工ミスに伴う瑕疵については、やり直しが前提であります。対象となる道路側溝は、延長が約220メートル、製品の内幅が70センチ、高さが1.5メートルから1.7メートル、長さ1本当たり2メートルであり、重さが1本当たり2トンを超える土留型の大型可変側溝であります。さらに、可変側溝は門型の製品でありまして、水路の底にコンクリートを打って、側溝を完成させるものであります。再設置の場合は、このコンクリートを取り壊さなければなりません。やり直し工事については、撤去及び再設置に3ヶ月程度を必要であります。また、撤去の際、製品に損傷を与えた場合は、受注生産である当該製品の納期に5ヶ月以上要すること。今年の耕作への影響を及ぼすことを避けなければならないと判断したこと。また、9月15日に契約済みの舗装工事について、やり直し工事に伴い大幅な工期延期または当該区間の施工範囲を契約から外すなどの大きな影響が生じることから、地権者の方にお詫びするとともに、事情説明しご了解をいただいたものであります。以上です。

議 長 整理番号67番については、議席18番西田委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号18番西田です。

この案件につきましては、2月16日に説明を受けました。事務局並びに建設事業課からの説明のとおりで、特段申しあげることとはございません。以上です。

議 長 続いて、区域番号25番谷推進委員、補足説明をお願いします。

担当推委 区域番号25番谷です。
整理番号67番について補足説明いたします。越境部分はわずかであり、農地利用の最適化の推進には支障がありません。以上です。

議 長 ただ今、事務局、建設部建設事業課並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

議 長 保井委員。

保井委員 議席番号4番保井です。
お尋ねしたいのは、これは全く初歩的なミスと言わざるを得ないのですが、基本的にこのような道路を施工する場合は、地権者と発注者、事業者の三者が立ち会って境界を定め、杭を打っていくと思うのですが、そのようなことはなされなかったのでしょうか。

議 長 建設事業課。

建設事業課 用地を分けていただく時に用地幅杭を現地に落とし、確認をさせていただきます。それに基づいて用地売買契約を結び、施工に至るのですが、その後現地につきましても、用地幅杭は耕作の際に邪魔になるようであれば抜いても構わないので、もうそれはありません。ただし、座標ですべて復元できますので、買収後の現地復元は、受注者、請負業者で復元をしたうえでそれを超えないように施工します。
今回のミスについては、当然その事前測量の結果を市がもらい、その誤差もほとんどなく、その報告書は全くそのようなミスが起こるということが、こちらでは判断ができなかったというものでございました。以上です。

議 長 保井委員。

保井委員 了解いたしました。このような境界を接するものは、おっしゃることは分かるのですが、やはり想定外の事が発生すると思います。地権者のこともありますので、十分市民に迷惑のかからないように施工していただきたいと思っております。以上です。

議 長 福井委員。

福井委員 議席番号13番福井です。
市の発注業務でありますので、完成時に検査をされると思うのですが、どのような流れで検査をされていますか。

議長 建設事業課。

建設事業課 この工事につきましては、令和元年7月22日から令和2年3月13日に施工いただきまして、その後3月23日に検査を受けております。その時の書類及び現地の検査については問題なかったのですが、この場所約220メートルですけれどもこの区間について、現地で当たることがなかったの、それに気づけなかったということです。書類についても管理していただいている書類を全部チェックしますが、プラス管理だとOK、マイナス10センチメートルを超えると駄目という管理の中で、ちょっとプラスが大きすぎるのではないかと、検査の時にそういう視点があれば、現地で確認することができたと思いますが、その辺ができなかったことが原因だと考えております。

議長 福井委員。

福井委員 そういう形で検査が不十分でできてしまった部分は、もう仕方がないという判断されたのでしょうか、当然会計検査があり、最終的に何年かした後に、そういう事例が発覚するようなこともあり得ると思うのですが、その辺はどう考えておられるのですか。

議長 建設事業課。

建設事業課 この事業につきましては、地域振興事業クリーンセンター滋賀に伴う地域振興事業で、県から2分の1の助成金をいただいております。この工事に関して、今の区間だけで終わるのか、それとも今回発注で測っていないところも超えている箇所はないかということで全線確認いたしました。それで今の譲渡人が施工された区間のみ越境していたということを確認しております。以上です。

議長 福井委員。

福井委員 何を言いたいか言いますと、不正確なことをすれば最後には発覚するというこの世の中の前提があります。正直にやっている者が馬鹿を見るような世の中には、なつてはならないと思っております。対応については、分かった段階で早く訂正するという姿勢で今後やっていただかないと、農業委員としても印鑑を押せばよいということではだめだと思います。誠実に正しいことをやっていっていた

だきたい、我々も正しいことをやっていくというように思わなければならないと思いますので、よろしくをお願いします。

議 長 松下委員。

松下委員 議席番号8番松下です。

今の問題はいろんな問題があるのだと思うのですけれども、やはり最終検査、確認検査の時にチェックをきちんとしていれば、この問題は起こらなかった。そこでまた訂正もできてきたと思いますが、これはやっぱり甘いのではないかと思います。その後の処理をするのに、買収するとかそういう話もあると思うのですが、やはりその時、それぞれの担当がその時の職責を果たしてもらわないと。このように買収して解決したらよいとか、そんなことで済ませば、先ほど福井農業委員がおっしゃったようにやっぱりおかしい、道理が通らないと思いますので、やっぱり行政としては確認検査を正当な目できちっと確認して欲しいと、要望だけさせていただきます。以上です。

議 長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号67番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号67番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

建設部建設事業課の皆さん、ありがとうございました。

ご退席ください。

議 長 続きまして、整理番号68番について審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号68番について説明いたします。参考図は25ページ、26ページ、土地利用計画は27ページとなります。申請地は、市街化調整区域内の第3種農地です。

譲受人は、太陽光発電施設とするため適地と判断し、申請されました。計画によ

りますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、太陽光パネル284枚を設置し、49.5キロワット発電されます。雨水は敷地内自然浸透により処理されることから、今回の転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は自己資金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議 長 整理番号68番については、議席13番福井委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号13番福井です。

2月7日に田中推進委員と申請者の譲受人とで現地を確認しました。現地は農地ではありますが、山の中の農地であり、今回太陽光発電施設を設置されることで、有効活用されることにより周辺の整備がされてよいのではと思われま。状況的には特に問題ないことを現地立ち合いで確認しました。許可相当と判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて区域番号36番田中推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号36番田中です。

福井農業委員から説明のありましたとおり、申請地につきましてはかなり以前から荒廃しています。今回の申請により、土地の有効利用が図れるのではないかと考えます。特に問題もなく許可相当と考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号68番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号68番については、原案のとおり可決し、許可することに決

定いたします。

議長 続きまして、整理番号69番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 整理番号69番について説明いたします。参考図は28ページ、29ページ、土地利用計画は30ページとなります。申請地は、都市計画区域外の第3種農地です。

譲受人は園芸用土生産業ですが、資材置場の進入路とするため適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し進入路を整備されます。雨水は敷地東側水路への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。また、事業に要する資金は自己資金とされます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。

なお、平成3年に譲渡人が土地を進入路に転用しており申請書には顛末書が添付されています。以上です。

議長 整理番号69番については、議席12番田井中委員、説明をお願いします。

担当農委 議席番号12番田井中です。

令和3年2月9日に大西推進委員と地元農業組合長で譲受人の案内により、現地を確認、説明を受けました。場所は参考図の28ページにありますように、信楽インターチェンジから本線への進入道路付近です。譲受人は平成3年頃、園芸用資材の作業場を建設するべく準備を進めておられましたが、この作業場への進入路を確保するため譲渡人より農地を購入されました。十数年間事業を継続されておられましたが、その後、新名神高速道路信楽インターチェンジ用の用地として一部買収があり、現在その場所での工場は閉鎖されており、資材置き場となっています。申請農地は住宅に隣接し、土地改良事業の地域の対象外であり、また雨水排水については東側の側溝に放流されることから、周辺農地への影響はなく、許可相当と判断しました。なお、平成3年当時、この申請場にかかる農地法の手続きを失念されておりましたが、今回遅まきながら顛末書を添付し、正式な申請をされましたので、やむを得ないと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 続いて区域番号40番大西推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号40番大西です。

事務局そして田井中農業委員より説明がありましたとおり、当該農地は一般住

宅に隣接しており、土地改良事業にも該当せず、周辺農地への影響はないものと思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議長 　ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号69番について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、整理番号69番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議長 　続きまして、整理番号70番について審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局 　整理番号70番について説明いたします。参考図は31ページ、32ページ、土地利用計画は33ページとなります。申請地は、非線引都市計画区域用途区域の第3種農地です。

譲受人は住宅建築のため、実家の隣接地ということから適地と判断し、申請されました。計画によりますと、譲渡人の土地の所有権を移転し、一般住宅を建築されます。雨水は市道側溝への放流により処理されることから、転用による周辺農地への被害はないものと考えられます。農地転用に際し、地元関係者の同意は得られております。また、事業に要する資金は借入金とされます。

以上、農地法第5条第2項の規定に照らし、審査しましたところ、許可要件を満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 　整理番号70番については、議席16番寺田委員が欠席ですので、事務局に意見書を朗読させます。

事務局 　譲受人は、現在申請地の西隣の実家に住んでおられます。以前から耕作地であった申請地を、譲受人宅が草刈り等の管理をされておりました。今回、譲受人が新居を構えるにあたり、譲渡人と話がまとまり申請されました。すぐ近くに保育園から高校まであり、実家の隣ということもあり、子育てをして生活をしていくには申請

地が最適地であることから、今回申請されます。申請地北側に農地がありますが、現在耕作はされていません。また、地元同意、隣地承諾もあることから今回の申請は許可相当と考えます。なお、現地確認は2月11日、山本推進委員と行っております。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 続いて、区域番号42番山本推進委員、補足説明をお願いいたします。

担当推委 区域番号42番山本です。

事務局そして寺田農業委員の説明のとおりです。本人は3代に渡り陶器卸業をされています。両隣が自身の土地で、周辺の農地には影響はありません。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

議 長 ただ今、事務局並びに担当委員よりご説明いただきました件について、ご質問等がございましたらお伺いします。

委 員 【異議なしの声】

議 長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、整理番号70番について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委 員 【挙手全員】

議 長 挙手全員でございます。

よって、整理番号70番については、原案のとおり可決し、許可することに決定いたします。

議案第36号については、以上であります。

議 長 続きまして、議案第37号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案第37号について説明いたします。議案書は10ページからとなります。

今月の決定は64件で、借り手、貸し手及び利用権を設定する農用地の所在、面積、期間等については、利用権設定等の明細のとおりです。11ページから13ページの利用権等設定集積書総括をご覧ください。設定する利用権の種類について、賃貸借権、使用貸借権の合計の貸し手は実人数64名、借り手は実人数8名、面積は246,216平方メートルとなります。また、借り手の農地台帳による農業経営は、30ページの一覧のとおりです。

以上の計画の内容は、効率利用要件、農作業常時従事要件など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第37号について採決いたします。
賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。
よって、議案第37号については、原案のとおり可決し、本日付けをもって、市へ決定する旨の通知をします。
議案第37号については、以上であります。

議長 　続きまして、議案第38号「農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定による甲賀農業振興地域整備計画の変更について」を議題といたします。

甲賀農業振興地域整備計画は、「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、優良農地の確保・保全を図り、農業振興に向けた施策を計画的に実施するため、農業上の利用を確保すべき土地となる農用地区域を明らかにするものであります。

この計画の変更にあたっては、「同法施行規則第3条の2第1項」の規定により、農業委員会の意見を聴くこととされております。

なお、大規模な農用地除外の事案については、去る2月4日、役員パトロールにおいて、現地確認をしておりますことを申し添えます。

事務局の説明を求めます。

事務局 　議案第38号について説明いたします。議案書は31ページ、参考図は34ページから39ページとなります。

今回の案件は3件で、土地の所在・面積・変更理由等は、議案書のとおりです。内容は、工場が1件で、事業拡大による工場建設。そして資材置場は現土地所有者からの返還に伴うもので、現申請者事務所の隣接にするところの変更。最後は、以前から茶を栽培されておられましたが、今後も農地保全したいため、青地に編入する内容です。

なお、先ほど議長の説明にもありましたが、まず農用地区域外に代替すべき土地がないこと。そして、除外により土地の農業上の効率かつ総合的に利用に支障を及ぼす恐れがないこと。公立的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと。除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすことがないこと。農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること。この5つの要件に対し、農用地除外の申請について、農業委員会から意見をしますものであります。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、農業委員会の意見を求められておりますので、ご意見・ご質問等がございましたら、お伺いいたします。

議長 　西田委員。

西田委員 　議席番号18番西田です。

この土地ですけれども、国道1号沿いの非常にいいところで、しかも、私は甲賀町の特に山の奥の方なのですが、私から見たら、畦草も刈らなくてよくいい場所で、しかも田村川の横の1等地の場所を圃場整備して8年経過しているので、工場建設に代替がないので構わないということで、大胆に変更できることが、山田の奥でイノシシが来てひどいところで赤判定を解消ため、みんな頑張っておられるのに、こんな条件のよい所がそのような理由で変更されることに私は納得ができないのですが、他の農業委員の方はどうにお感じになられてますでしょうか。以上です。

議長 　今、西田委員から皆さんに質問を投げかけられた形ですが、ご意見等がありましたらお伺いします。

議長 　伴委員。

伴委員 　議席番号6番伴です。

今の6番の案件ですけれども、私も同感です。先般も、農業振興課から、守るべき農地の話がありましたが、当然、3ヘクタール強は本当に平坦で守るべき農地であると、私も思っております。山間の遊休農地というか遊んであるところは守らなくてもよいという農業振興課の意見もありますし、こんな平坦で一番守らなければならないところを簡単に整備計画の変更でよいのかと、本当に姿勢といいますか、考え方が課と課の繋がりもひっくるめて、もう一度しっかりと聞きたいという思いです。

議長 　田畑委員。

田畑委員 議席番号3番田畑です。

私の担当区域です。西田委員また伴委員が申されたこと、私は同感です。一番残念なのは、その話が浮上したときに、地域のいろいろな組織、また私たち農業委員、担当委員として、やはり事前に話があるべきだと私は感じております。それで私は悔しいという思いです。私の耳に入ったのは2か月前。もうすでにこの話はできておりました。「これからこういう計画ですから、こういうふうにやります。だから意見を求めます。」ということならば、私はそれなりの対応ができたと思います。全くそういうことなく、こういうふうになりますよと。それで地権者にも聞きました。もうすでに合意ができていました。法治国家である以上は、それならそれでしょうがないです。担当委員として私は、非常に情けない思いをしております。以上です。

議長 今井委員。

今井委員 議席番号14番今井です。

私は中立という立場なので、こちらの方の意見もよくわかるし、今、新規就農者の心配、後継者を育てるため、当たるところ当たるところ、ものすごく不条理な悪条件の土地ばかりで農業を始めて、結局大変な思いをされている方がある中、この場所は本当にもろ手を挙げてしたいようなところで、私もパトロールに行きましたが、とてもいい土地でした。

農業委員として守るべき土地であるのに、本当に西田委員がおっしゃったように、残念で残念でたまらないという思いがある中、また反面、私は信楽に住んでおりますが、もう40年以上前の話になりますが、信楽に某大手メーカー、陶業メーカーが参入して、大きな工場が建つという時に、信楽の陶器メーカーは全員反対されました。結局今となって、某大手メーカーが来ていたならば、という声をあっちこちから聞くことになりました。というのは、やはり雇用の問題です。信楽は一つ盆地であり、他の町と離れていて、今、新名神があるので少しは交通の便も良いのですが、地元若手が残ってくれるにはそういう某大手メーカーがあればよかったという思いもあります。

今回、この会社が本当にこれだけの土地を必要とするのか。最小限でいいのではないか、また道の弊害があるのではないか。せめて最小限に留めるということができないのかと思ってみたりもします。どちらの思いもよくわかるし、この土地を持っておられる方の後々、あと10年15年後の行く末を考えれば、売却利益で気楽に行こうと考えておられるのか、やはり先祖から引き継ぐ土地で圃場整備もされ耕作しやすい土地なので、若手を育てるのにみんな頑張ってもらおうかという思いを持っておられる人がおられないのだろうかと思ったり、中立としてどっちの思いもよくわかるということです。以上です。

議長 保井委員。

保井委員 議席番号4番保井です。
一つお尋ねしたいのです。理由に、近隣地の農用地区域外の農地所有者と交渉したが、協力を得られないと書いてありますが、どのような理由で協力が得られないのか、お聞きしたいのです。

議 長 田畑委員。

田畑委員 この件ですが、現在、工場が建っている東側、西側を模索されたようです。ところが、傾斜地ともう一つ面積に入れるには少ないということでできなかったと、私は聞いております。

議 長 保井委員。

保井委員 わかりましたが、確認したいのは、この区域の地権者、農地所有者は、一応、この買収というか、この変更について、望んでおられるのか。先ほど言われているように、もう実質上、自分たちの農業が継げない、この際なのでそういうところに乗って、そこを開発していただいて、工場等の誘致を、誘致ではなく拡大ですけれど、それを望んでおられるのか、どちらなのでしょう。

議 長 事務局。

事 務 局 変更する理由で、今回申請に対しては、土地の所有者、地元の各団体の方々にも理解をいただき、同意を得ているという申請ですので、地権者も同意はされているということです。

議 長 保井委員。

保井委員 そういう地権者が同意をしておれば、先ほど法的には何ら問題ないというか、ある部分もあるかわかりませんが、8年経過しておるし、法律的にはどうもできないということになれば、やはり地権者の意思を尊重して地域発展のために、将来どうなるかわかりませんが、私としてはこの際、やはり変更して、協力していったほうがよいのではと思っております。

議 長 今井委員。

今井委員 思ったのですが、8年経ったので、後継者も後々おられない、近隣の同意を得たからという理由で変更が認められると、もし他の地域でもそのようなケースがあれば認めざるを得ない前例を作ってしまうことになり、何か怖い思いもしたが

ら、私たち、私は中立ですが、農業委員として農地を守るって言うことは日本を守るっていうことと繋がっていくと思うので、市長の押印一つで前に進んでいくという怖さも感じます。

信楽の杉山地先で10何年かかかって、やっと圃場整備が進むということで今喜んでおられる状態ですが、片や、こういうことで、すごく矛盾や理不尽さ、何のための農業委員であるのかと悲しい気持ちになっています。以上です。

議 長 奥村委員。

奥村委員 議席番号9番奥村です。

私の住まいは土山で、近くの出身なのですが、土山地区はやはり過疎化が進んでおり、小学校と中学校を一緒にしなければならぬほど過疎化が進んでいる中で、この事業拡大のために、使ってくださるのは市民としては喜ぶべきこと。農業委員としては心苦しくとも、市民としては喜ぶべきことだと思っております。どうかよろしくお願いします。

議 長 小倉委員。

小倉委員 議席番号7番小倉です。

農地を田畑のまま守るとというのが農業委員の使命だとおっしゃられています。この場所、見た目には、本当にいい所ですし、耕作しやすい所だと思います。奥村農業委員がおっしゃったように、過疎化、少子高齢化ということで、この地先の蟹ヶ坂の方々に話を聞いてみると、生産意欲が乏しい、特に旧町土山の中でも土山地区においては、一向に人・農地プランの作成もできてないということ。そして、将来のことを考えると、地権者、所有者も耕作者も、泣き泣きながらなのかわかりませんが、将来のことを考えて、判断されたものと思いますので、その点、地域の事情をよく踏まえて考えてやって欲しいなど、私は農業委員の立場から、逆に、そういう立場で少し主張させていただきたい。以上です。

議 長 緩利委員。

緩利委員 議席番号1番緩利です。

担当の田畑農業委員が、私の耳に入ったときにはすでにという話がありました。が、今後もそういう形になるのですか。農業委員は放っておかれるのですか。

議 長 事務局。

事 務 局 この農用地除外申請についてですが、こちらの様式については、市が定めたものであり、その中で地元の区長、改良組合長、また担当区域の農業委員の同意と

いうことになっております。それをもって全て賛成というわけではなく、総会により最終議決で決定をさせていただくこととなるのですが、計画段階において相談される事業者もありますので、市から事業者に、事前に地域の説明、また農業委員に対する説明もお願いするよう申し伝えますので、よろしくをお願いします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 今、地域の方々、農業委員のいわゆる了解をとということを申されましたが、私は了解してくださいと言われたことも、記憶が全くございません。ただ、こういうことなりますよということで、図面はいただきました。

議 長 質問が込み入ってきました。詳しくお調べしますので、暫時休憩といたします。再開までは自席でお待ちください。

議 長 会議を再開いたします。

議 長 田畑委員。

田畑委員 実は今思い返しますと、去年の10月にその話がありました。恥ずかしい話なのですが、私、同意書に押印をしています。それは先ほど申しましたように、私も当初あまりいい思いでなく、地元蟹ヶ坂という地域、その土地の80数パーセントの方が蟹ヶ坂地先の地権者です。あとは北土山の一部ございました。その方々にすべてではございませんが話を聞き、先ほど話が出ておりますように、「後継者もないし、身軽になりたい。」という方もいれば「私は百姓を続けたい。」という方もいました。買収されるのにうちの地域だけ反対するわけにはいかないとのことで、大勢の方はこの話に同意されたというのが現状です。それは私ももちろん知っています。そのようなことで今思えば、あの時にそうだったということでございますので、先ほど申しあげましたが、そのようなことでご容赦願いたいと思います。以上です。

議 長 田畑委員から説明がありましたが、ご理解いただけましたでしょうか。

議 長 松下委員。

松下委員 この案件は、我々農業委員に同意を求めているということですか。

議 長 事務局。

事務局 意見を求められています。

議 長 松下委員。

松下委員 分かりました。意見ですから、我々農業委員としての本来の機能、使命。パトロールされた委員もあると思うのですが、我々の本来の守るべき農地を何とか守っていかうという使命を持っている、そういう意見も付記する。もしくは、合意の段階で我々農業委員も参画できるような形でのシステムづくり、こういうのも提案していただくのはどうでしょう。住民説明と同時にやっぱり正式に農業委員へも説明をするというシステムを作ってもら。と同時に、この意見を出すときに、優良農地を守るという我々大きな目的です。みすみすこういうことが農業委員としての立場からして残念だということですので、そういうことも含めて、行政に対して農業委員としての矜持を持って提案してもらえばどうかと私は思うのですが。単なる提案ではなくて、ということをお願いしたいと思います。

議 長 おっしゃることはよく分かります。いずれにしても農業委員という、役割の問題だと思います。

議 長 他にご意見等はございませんか。

議 長 今井委員。

今井委員 工場経営でどれだけの土地を使い、費用対効果なり、実際にどれくらいの規模の事業をされるとか、いくら税収が落ちてくるなど、具体的なものが見えてくると、その必要性についての判断材料の一つになると思います。農地を持っている必要性をどのように感じ、売買に応じておられるのかも知りたい。本当に必要な工場経営にとっても、甲賀市民にとっても、その工場がどんどん稼働すれば税収が入ってくるのでそういう数字も知りたいと思います。以上です。

議 長 議案につきまして、たくさんの意見をいただきました。それで意見をまとめさせていただきます。時間を頂戴したいと思います。

暫時休憩とします。再開は16時10分とします。

議 長 会議を再開します。

皆様から貴重なご意見をいただきありがとうございました。取りまとめた意見を事務局から配布いたします。

議 長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 議案38号につきましては、様々なご意見をいただきました。これを農業委員会の意見としてここにまとめましたので、朗読説明をさせていただきます。

議案第38号のうち番号6、議論となった部分ですが、甲賀農業振興地域整備計画書については、土地改良事業も実施され、水稻耕作が継続できる農地の集積が図られた一団の農地であり、農業委員会は守るべき農地であると判断します。

既存工場の拡張には隣接地に勝る代替地がないことも理解しますが、やむを得ず農用地区域から除外されるとしても、事業計画に基づいた適正規模を精査され、農用地区域からの除外は必要最低限の面積とされるべきものと考えます。

なお、こうした大規模な事案については、農業委員会（農業委員と農地利用最適化推進委員）との事前協議を求めます。

これをベースに、言葉は精査しますけれども、意見を付せさせていただきたいと思えます。以上です。

議長 ただ今、事務局から説明がありました甲賀農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましてご質問があればお伺いします。

委員 【異議なしの声】

議長 ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第38号について採決いたします。

「甲賀農業振興地域整備計画の変更」に関して、ただ今の意見を付すことに賛成の委員の挙手を求めます。

委員 【挙手全員】

議長 挙手全員でございます。

よって、議案第38号については、原案のとおり可決し、この意見を市長へ提出することに決定します。

議案第38号については、以上であります。

議長 続きまして、議案第39号「令和3年度農地パトロール計画（案）について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第39号「令和3年度農地パトロール計画（案）」について説明いたします。

令和3年度も、農地パトロールから役員パトロールの5つのパトロールを計画いたしました。

まず委員パトロールは、月1回以上の巡視で遊休農地荒廃農地の現況の確認、

また農地転用形状変更無断転用について確認をお願いします。そしてパトロール結果を実施月の月末までに担当区域の農業委員に提出するということとします。

続きまして、農地利用状況調査・遊休農地荒廃農地調査・農地利用意向調査は、推進委員は、農地利用状況調査の位置図に基づき担当区域の全域を調査し、農地の利用状況及び新たな遊休農地・荒廃農地の発生開始を記載していただきます。

続きまして地域パトロールは、令和3年度も2回に分け、農地法許可3条、4条、5条、また地域ブロック会議で調整いただいた必要な箇所のパトロールをお願いいたします。

農業関係機関合同パトロールは、JA、市等の農業関係機関との遊休農地の解消事業を調査し、指導や解消に向けた意見交換とします。

最後に、役員パトロールは、農地法の許可または予定の箇所及び確認が必要と判断する箇所を選定し、現地を調査いたします。指導が必要な箇所を担当区域の農業委員また推進委員、事務局に指示することの文言を修正分し、今回、挙げさせていただきました。以上です。

議長 　ただ今、事務局より説明がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

委員 　【異議なしの声】

議長 　ただ今、異議なしというお声をいただきましたので、議案第39号について採決いたします。

賛成委員の挙手を求めます。

委員 　【挙手全員】

議長 　挙手全員でございます。

よって、議案第39号については、原案のとおり可決します。

議案書の（案）を消していただくとともに、令和3年度は、この計画により農地パトロールを実施いたします。皆様のご協力をお願いいたします。

議案第39号については、以上であります。

議長 　続きまして、報告案件に入ります。

報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」、及び報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告について」事務局の報告を求めます。

事務局 　まず、報告案件1「農地転用届出に係る専決処理報告について」。調書は37ページ、参考図は40ページからとなります。

今月は、農地法第5条の届出が1件、農地法施行規則第29条の届出が1件です。

続きまして、報告案件2「田畑転換等農地の形状変更同意報告」に係る専決報告です。調書は39ページ、参考図は42ページからとなります。

今月の変更は2件です。

議 長 　ただ今、事務局より報告がありました件について、ご質問等がございましたら、お伺いします。

議 長 　報告案件は以上です。特にご質問等もございませんので、これで審議案件並びに報告案件を終了いたします。

議 長 　続きまして、報告事項に入ります。

最初に、**報告事項1「意見書検討委員会報告事項」**について、西田委員長、お願いします。

西田委員長 　・第3回意見書検討委員会

議 長 　続いて、**報告事項2「下限面積検討委員会報告事項」**について、伴委員長、お願いします。

伴委員長 　・第3回下限面積検討委員会

議 長 　続いて、**報告事項3「農業委員会制度検討委員会報告事項」**について、小倉委員長、お願いします。

小倉委員長 　・第2回農業委員会制度検討委員会

議 長 　続いて、**報告事項4「活動方針作成委員会報告事項」**について、寺田委員長が欠席ですので、田村副委員長、お願いします。

田村副委員長 　・第2回活動方針作成委員会

議 長 　続いて、**報告事項5「事務局報告事項」**について、お願いします。

事 務 局 　・農地法第18条第6項報告及び利用権期間満了報告
　・経過と予定
　・委員パトロール（1月）の事務局報告

・第5回地域ブロック会議の日程

議 長 報告事項は以上です。
ここで総会全体を通じて、ご意見・ご質問がございましたら、お伺いします。

議 長 特にご質問等もございませんので、以上で総会を終了いたします。

事務局長 本日は、最初に西田副会長が、引継いで北田会長に会議を進行いただき、ありがとうございました。
それでは、閉会にあたり北田会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 【閉会挨拶】

事務局長 ありがとうございます。以上をもちまして、本日の会議をすべて終了いたします。長時間にわたり、慎重審議いただき、ありがとうございました。